

防府市学校保健事故調査会要綱

(設置)

第1条 防府市が防府医師会、防府歯科医師会及び防府薬剤師会との学校保健事業実施契約に基づき実施する業務を円滑に遂行するため、防府市学校保健事故調査会（以下「調査会」という。）を設置する。

(職務)

第2条 調査会は、第1条の契約に基づく業務により発生した事故について、市長の諮問に応じ、その内容を審議し、責任の所在を明らかにするとともに、その処理について市長に答申するものとする。

(委員)

第3条 調査会の委員は、次の各号に掲げるもののうちから市長が任命する。

- | | |
|--------------------------------|----|
| (1) 防府医師会会員 | 2人 |
| (2) 防府歯科医師会会員 | 2人 |
| (3) 防府薬剤師会会員 | 2人 |
| (4) 防府環境保健所職員（原則として医師の資格を有する者） | 1人 |
| (5) 防府市職員 | 2人 |

2 委員は、その都度市長が任命し、当該諮問に係る答申がなされたときに、終了するものとする。

(会長及び副会長)

第4条 調査会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、調査会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(専門部会)

第5条 調査会は、専門の事項を調査させるため、必要に応じて臨時委員を選任し、専門部会を置くことができる。

2 臨時委員は、会長が調査会に諮り任命する。

3 臨時委員は、調査会の会議に出席して調査の結果を報告し、かつ意見を述べることができる。

4 臨時委員は、当該調査事項に係る調査会の答申がなされたときに終了するものとする。

(諮問)

第6条 市長は、防府医師会長、防府歯科医師会長、防府薬剤師会長及び防府環境保健所長と協議して必要と認めるときは、第2条の事故について調査会に諮問するものとする。

(招集)

第7条 会長は、前条の規定による市長の諮問があったときは、速やかに調査会を招集し審議を行うものとする。

2 調査会の招集は、緊急を要する場合を除き、開催の日時、会場及び調査会に付すべき事項をあらかじめ委員に通知して行うものとする。

(会議)

第8条 調査会の会議の議長は、会長をもって充てる。

2 調査会の会議は、委員（臨時委員を除く。以下同じ。）の3分の2以上が出席しなければ開くことができない。

3 調査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 調査会の会議は、秘密会とし、委員及び調査会に出席した者は、調査審議事項又は会議において知り得た事項を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第9条 調査会の庶務は、教育委員会教育部学校教育課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、調査会に関して必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

2 調査会の初回の会議は、第7条の規定にかかわらず市長が招集するものとする。